

継続企業の前提に関する開示の改正

森 公高

あずさ監査法人/KPMG
金融本部長 公認会計士

はじめに

米国サブプライム・ローンに端を発した金融・資本市場の混乱や、それに続く実体経済への深刻な影響もあり、企業が公表する財務諸表等に継続企業の前提に関する注記が急増したことは、マスコミ等でも大きく報道されているところである。継続企業の前提に関する注記を付した企業は、平成二〇年一二期期決算において四半期決算も含め、一七〇社を超えたといわれている。

金融庁の企業会計審議会で、継続企業の前提に関する開示について、国際的な基準との

整合性を図る観点から見直しが検討され、本年四月に監査基準、財務諸表等規則、関連する府令等が改正された。また、法務省においても会社法の会社計算規則の関連する改正が行われ、さらに、これらを受け、日本公認会計士協会においても関連する実務指針の改正が行われている。これらは、平成二一年三月末決算に係る財務諸表（有価証券報告書）等から適用されている。

開示の改正の概要

旧規則では、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在する場合には、財務諸表等において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めていたが、新規則では、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、または改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、財務諸表等において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めたものである。したがって、旧規則では、貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在する場合には、当該事象または状況について、解消、改善するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に重要な不確実性が認められなくなった場合であっても、注記が求められたのに対し、新規則においては、例えば、貸借対照

表日後、当該財務諸表等に対する監査報告書の作成日までに増資等が行われ、継続企業の前提に重要な不確実性が認められなくなった場合には、注記を要しないことになる。なお、監査報告書作成後、有価証券報告書を実際に提出する日までに、対応策を講じたことにより重要な不確実性が認められなくなり、注記を修正する場合には、監査人と協議する必要がある。

また、継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象または状況を解消、改善するための対応について、旧規則では「経営者の対応および経営計画」であったが、新規則では「対応策」となっている。これは、当該事象または状況を解消、改善するためには、必ずしも総合的な対応策である経営計画を必要とするわけではなく、場合によっては、増資等の個別の対応で足りる場合があると考えられるからである。

従来、注記により開示されてきた事象または状況について、注記を要しない場合が生じるため、投資家にとっての有用な情報の開示の後退とならないように、有価証券報告書の財務の状況以外の場所に、新たな開示を求める企業内容開示府令の改正を行っている。「事業のリスク」には、事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況等（以下、重要事象等）が存在する場合には、その旨およびその内容について記載することが求められる。また、「財政

状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」には、「事業のリスク」に当該記載をした場合に、当該重要事象等についての分析・検討内容および当該重要事象等を解消、改善するための対応策を具体的に記載することが求められる。なお、財務諸表等に継続企業の前提に関する注記を付す場合には、「事業のリスク」および「財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」にも記載が必要になるので留意を要する。

■ 監査基準の改訂の概要

我が国においては、継続企業の前提に関する明確な会計基準が存在していない。そのため、今般の一連の見直しについては、主に企業会計審議会の監査基準の改訂の場で検討されており、監査基準の改訂が他に先行して行われている。改訂の観点には、国際監査基準における監査の実施手続と同様の手続を明確化することにある。

監査人は、監査に当たって経営者が行った継続企業の前提に関する評価の手順を確認することが求められる。監査手続と監査意見との関係は、図表（金融庁ホームページ「監査基準の改定に関する意見書」公表資料）のとおりである。

従来、継続企業の前提の注記が付されると、監査人は意見を表明しないケースが少なからず見られている。これは、旧報告基準で「経営者がその疑義を解消させるための合理的な

経営計画等を示さないときには、……意見の表明の適否を判断しなければならない」とされており、疑義を解消できる確実性の高い経営計画等が示されない場合に、監査人はこの規定に従い、意見を表明しない判断に至るケースがあったと考えられる。新報告基準では、「経営者が評価および一定の対応策も示さない場合に、……意見の表明の適否を判断する」とされている。一定の対応策を示さない場合とは、示された対応策が示されない場合と同等である場合、例えば、偽りである場合や明らかに実現不可能な場合等も含むが、旧報告基準で求められる確実性の高い経営計画等を示さない場合に比べると、経営者に求める対応のレベルにかなり差があると考えられ、対応策が示されないケース、すなわち、監査人が意見を表明しないと判断するケースはかなり少なくなると考えられる。

■ 終わりに

継続企業の前提に関する開示の改正は、冒頭で記述したように平成二一年三月末決算に係る財務

諸表（有価証券報告書）等から適用される。したがって、例えば、平成二一年一二月末決算の第一・四半期会計期間の財務諸表には適用されない。同時期に新旧二つの基準が並存していることになる。実務の混乱を招かないように周知徹底が必要であると同時に、四半期財務諸表等および中間財務諸表等に関わる開示基準、レビュー基準または中間監査基準の早期の改正が望まれる。

● 「継続企業の前提」に関する監査手続

